



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

～ 訴状の通知はがき！? ～

【事例】

自宅に「訴状認可通達書」が届いた。

訴えられるようなことはしていないし、何かの支払いが滞っていることもなく、全く身に覚えがない。司法書士が関係する協会から届いているので、何か法的に問題があるのだろうか。

どうすればいいか。

【ひとことアドバイス】

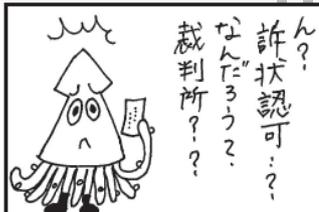
◇弁護士や司法書士などの専門家を名乗り、紛争を解決すると偽って手数料などを請求する「架空請求詐欺」（振り込め詐欺の一種）です。

◇身に覚えがない通知には絶対に問い合わせをせず無視しましょう。

◇書面には「あなたが以前利用した消費料金が未納」「訴訟を取り下げるには最終期日までに連絡を」「個人情報保護のため詳しくは本人から連絡を」などと書かれています。

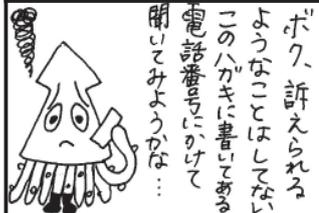
◇上記と同様に、裁判所からはがきが届くケースもあります。身に覚えがない場合はその所在地や連絡先など、本当にその裁判所が実在するかを確認しましょう。

こんなとき、どうする？



ん？
訴状認可？
なんだろ？
裁判所？？

訴状認可通達書
平成25年8月8日
あなたに対する訴状が提出され
受理されました。
訴訟番号 平成25年[甲]第2142号
故意に放置した場合は、裁判所
からの口頭通知や通知状は届かない



ボク、訴えられる
ようなことはしてない
このハガキに書いてある
電話番号にひかけて
聞いてみようかな...



ダメよ、活イカくん。
専門家の解決とか
言ってる手数料を請求
されるわよ。それもハガキ
なんだから

相談は
こちらへ...

役場消費生活相談窓口(町民課内)
TEL 0796・36・1941 (直通)

たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!